

平成 30 年 3 月 28 日
消費者庁消費者制度課

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、平成 30 年 2 月 16 日から平成 30 年 3 月 18 日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、2 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：平成 30 年 2 月 16 日（金）から平成 30 年 3 月 18 日（日）まで
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
適切に運用される限りにおいて、ではあるが、本改正に賛成である。 適切に運用される限りにおいて、より多くの法令について公益通報者保護制度の適用があるのが望ましいと考える。	御意見ありがとうございました。 いただいた御意見を踏まえ、適切な運用を行ってまいります。

以上